

資料 3

一般社団法人日本登山医学会委員会規程(新)

第 1 条 この規則は、この法人(以下、本会と略記) が設置する委員会について適用する。ただし、各委員会が個別に定める委員会規程については本規程より優先される。

第 2 条 常置委員会の設置及び廃止は、社員総会の決議によって行う。

第 3 条 特別委員会の設置及び廃止は、理事会の決議によって行う。

第 4 条 委員会の委員長及び委員は、委員会規程に別に定められた場合を除き、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。ただし、監事である者は、各委員会規程で定められた場合を除き、委員長及び委員に委嘱することができない。

第 5 条 委員長及び委員の任期は 2 年とする。ただし、再任されることができる。

2 前項にかかわらず、理事長は、委員長及び委員を 交代又は増員することができる。ただし、交代又は増員された委員長及び委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第 6 条 委員会は、この規則に定められたことのほかは、理事会の決議によって決定にしたがって運営する。

第 7 条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

第 8 条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

附 則

本細則は、令和 2 年●月● 日より施行する。